

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008</p> <p>沿革（略）</p> <p><u>平成26年9月24日 一部改正</u></p>	<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00008</p> <p>沿革（略）</p>	
<p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく海外事業資金貸付保険のうち、<u>法第2条第18項の保証債務の負担を行った者が受ける損失をてん補する海外事業資金貸付保険の保険約款とする。</u></p>	<p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく海外事業資金貸付保険のうち、<u>法第2条第17項の保証債務の負担を行った者が受ける損失をてん補する海外事業資金貸付保険の保険約款とする。</u></p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「日本貿易保険」とは、法第4条に規定する独立行政法人日本貿易保険をいう。</p> <p>二 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 本邦外において行う事業に必要な<u>資金</u>に充てられる外国政府等、外国法人又は外国人の借入金</p> <p>ロ イに規定する<u>資金</u>を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>三 「保証債務」とは、<u>本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人</u>が負担する、借入金等に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するとされるものに限る。）をいう。</p> <p>四 「保険価額」とは、保証債務の額（借入金等の元本及び利子の額に相当する部分に限り、延滞利息その他被保険者が負担する元本及び利子以外に相当する部分を含まない。）をいい、二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額をいう。</p> <p>五 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「日本貿易保険」とは、法第4条に規定する独立行政法人日本貿易保険をいう。</p> <p>二 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 本邦外において行う事業に必要な<u>長期資金</u>に充てられる外国政府等、外国法人又は外国人の<u>長期借入金</u></p> <p>ロ イに規定する<u>長期資金</u>を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>三 「保証債務」とは、<u>本邦法人又は本邦人が負担する</u>、借入金等に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するとされるものに限る。）をいう。</p> <p>四 「保険価額」とは、保証債務の額（借入金等の元本及び利子の額に相当する部分に限り、延滞利息その他被保険者が負担する元本及び利子以外に相当する部分を含まない。）をいい、二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額をいう。</p> <p>五 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受</p>	

新	旧	備考
け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。	け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。	
第3条 ～ 第7条 （略）	第3条 ～ 第7条 （略）	
<p>（保険契約の解除）</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第18条第1項、第19条第2項、第3項及び第9項並びに第21条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、保証債務の負担又は主たる債務者による<u>借入金等</u>の取得に関して不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01-制度-00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき。</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>2 この約款に特段の定めがない限り、前項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>3 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条第1号イからリまでのいずれかに該当する事由、主たる債務者についての破産手続開始の決定又は保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	<p>（保険契約の解除）</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第18条第1項、第19条第2項、第3項及び第9項並びに第21条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、保証債務の負担又は主たる債務者による<u>借入金</u>の取得に関して不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき。</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01-制度-00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき。</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>2 この約款に特段の定めがない限り、前項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>3 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条第1号イからリまでのいずれかに該当する事由、主たる債務者についての破産手続開始の決定又は保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	
第9条 ～ 第11条 （略）	第9条 ～ 第11条 （略）	
（償還金額及び償還期限確定等の通知義務）	（償還金額及び償還期限確定等の通知義務）	
<p>第12条 保険契約者又は被保険者は、主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確</p>	<p>第12条 保険契約者又は被保険者は、主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確</p>	

新	旧	備考
<p>定したときは、<u>海外事業資金貸付保険手続細則（平成13年4月1日01-制度-00033。以下「手続細則」という。）</u>に定める期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するほか、保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00039）に定めるところにより、保証債務に係る金額その他保険料の算定に当たり必要な事項について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>定したときは、手続細則に定める期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するほか、保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00039）に定めるところにより、保証債務に係る金額その他保険料の算定に当たり必要な事項について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	
第13条～第20条（略）	第13条～第20条（略）	
<p>第5章 保険料 （保険料の納付等）</p> <p>第21条 保険契約者は、保険契約を締結した場合、第12条に規定する通知をした場合又は重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は<u>第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日</u>までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は<u>第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日</u>の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日又は<u>第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日</u>までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保</p>	<p>第5章 保険料 （保険料の納付等）</p> <p>第21条 保険契約者は、保険契約を締結した場合、第12条に規定する通知をした場合又は重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。</p>	

新	旧	備考
<p>険契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な内容変更等を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な内容変更等があった日から、それぞれ効力を生ずる。</p> <p>6 <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第1項に定める保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u></p>	<p>5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な内容変更等を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な内容変更等があった日から、それぞれ効力を生ずる。</p>	
<p>第22条～第23条（略）</p>	<p>第22条～第23条（略）</p>	
<p>（保険金の請求）</p> <p>第24条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、第14条に定める損失発生の通知をした日以降、損失の発生日から9月以内（第3条第3号の事由による損失がてん補される場合にあつては、求償権の取得の日から3月を経過した日以後、求償権の取得の日から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。</p> <p>4 <u>保険金の支払を請求した者は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u></p> <p>5 <u>保険金請求人は、第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保</u></p>	<p>（保険金の請求）</p> <p>第24条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求は、第14条に定める損失発生の通知をした日以降、損失の発生日から9月以内（第3条第3号の事由による損失がてん補される場合にあつては、求償権の取得の日から3月を経過した日以後、求償権の取得の日から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。</p> <p>4 <u>被保険者又は保険金請求人は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u></p>		
<p>（保険金請求権の消滅時効） 第 25 条 保険金請求権は、保証債務を履行した日（第 3 条第 3 号の事由による損失がてん補される場合にあつては、求償権の取得の日から 3 月を経過した日）から 2 年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 <u>2 前条第 5 項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</u></p>	<p>（保険金請求権の消滅時効） 第 2 5 条 保険金請求権は、保証債務を履行した日（第 3 条第 3 号の事由による損失がてん補される場合にあつては、求償権の取得の日から 3 月を経過した日）から 2 年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p>	
<p>第 26 条 ～ 第 28 条 （略）</p>	<p>第 2 6 条 ～ 第 2 8 条 （略）</p>	
<p>（回収金の納付） 第 29 条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために保証債務の履行によって取得した求償権に基づき取得し得べき金額又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方について破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第 4 項若しくは次条第 3 項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。 2 被保険者は、前項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により日本貿易保険の認定を受けたとき又は権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。 3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を回収に係る権利の行使の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。 4 被保険者は、前項による義務を履行したときは、被保険者が有している保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行わなければならない。 5 被保険者は、前項の委任に当たり、権利の行使による回収金の配分方法、その他手続的な事項について、貿易保険共通運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）</p>	<p>（回収金の納付） 第 2 9 条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために保証債務の履行によって取得した求償権に基づき取得し得べき金額又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方について破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第 4 項若しくは次条第 3 項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。 2 被保険者は、前項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により日本貿易保険の認定を受けたとき又は権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。 3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を回収に係る権利の行使の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。 4 被保険者は、前項による義務を履行したときは、被保険者が有している保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行わなければならない。 5 被保険者は、前項の委任に当たり、権利の行使による回収金の配分方法、その他手続的な事項について、貿易保険共通運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」とい</p>	

新	旧	備考
<p>に従わなければならない。</p> <p>6 日本貿易保険は、第1項による義務の履行のために要した費用を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担することがある。</p> <p>7 被保険者は、保険金の請求がなされた後、回収した金額があるときは、<u>回収のあった日</u>（<u>回収のあった日</u>が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> $\text{(回収金額 - A)} \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第4条の損失額}} - B$ <p>Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）</p> <p>Bは、第4条の損失額に保証債務を履行した日の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額</p> <p>8 前項に規定する期間内に同項に規定する通知をすることを怠った被保険者は、同項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という。）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>9 被保険者は、第7項又は前項のいずれかに該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険</p>	<p>う。）に従わなければならない。</p> <p>6 日本貿易保険は、第1項による義務の履行のために要した費用を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担することがある。</p> <p>7 被保険者は、保険金の請求がなされた後、回収した金額があるときは、<u>回収した日</u>（<u>回収した日</u>が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> $\text{(回収金額 - A)} \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{第4条の損失額}} - B$ <p>Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。）</p> <p>Bは、第4条の損失額に保証債務を履行した日の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額</p> <p>8 前項に規定する期間内に同項に規定する通知をすることを怠った被保険者は、同項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という。）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>9 被保険者は、第7項又は前項のいずれかに該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険</p>	

新	旧	備考
<p>の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</p> <p>10 前2項の規定により違約金及び延滞金を納付すべき場合において、被保険者が回収納付金額、違約金及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を回収納付金額、違約金、延滞金の順に充当する。</p>	<p>の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</p> <p>10 前2項の規定により違約金及び延滞金を納付すべき場合において、被保険者が回収納付金額、違約金及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を回収納付金額、違約金、延滞金の順に充当する。</p>	
<p>第30条 ～ 第36条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p>第30条 ～ 第36条（略）</p>	